

## 環境福祉委員会会議記録

環境福祉委員長 飯澤 匡

- 1 日時  
平成 17 年 8 月 3 日(水曜日)  
午前 10 時 3 分開会、午前 11 時 21 分散会
- 2 場所  
第 5 委員会室
- 3 出席委員  
飯澤匡委員長、木戸口英司副委員長、佐々木一榮委員、工藤大輔委員、  
平野ユキ子委員、藤原泰次郎委員、千葉伝委員、小野寺研一委員、高橋比奈子委員、  
伊沢昌弘委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
渡辺担当書記、菊地担当書記、高橋併任書記、山崎併任書記、小笠原併任書記
- 6 説明のために出席した者
  - (1) 環境生活部  
千葉環境生活部長、稲田環境生活企画室長、  
滝川産業廃棄物不法投棄緊急対策特別対策室長、切金企画担当課長、  
袴田管理担当課長兼交通安全対策担当課長、  
菊池食の安全安心・消費生活担当課長、  
熊田環境保全課総括課長、古川資源循環推進課総括課長、  
太田資源エネルギー課総括課長、松岡青少年・男女共同参画課総括課長、  
及川調査追求担当課長、根子再生・整備担当課長
  - (2) 医療局  
法貴医療局長、岩淵医療局次長兼病院改革室長、佐藤管理課総括課長、  
細川職員課総括課長、吉田業務課総括課長、岡山システム管理室長、  
八木経営改革監、相馬医師対策監
- 7 一般傍聴者  
1 人
- 8 会議に付した事件
  - (1) 委員席の変更及び指定

(2) 環境生活部関係

(継続調査)

「第2クリーンセンター整備事業について」

(3) 医療局関係

(請願陳情)

受理番号第59号 岩手県立花泉病院の充実を求める請願

9 議事の内容

○飯澤匡委員長 おはようございます。ただいまから環境福祉委員会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付しております日程により会議を行います。

この際、8月2日の本会議において、当委員会の委員に選任されました高橋比奈子委員を御紹介いたします。高橋委員、一言ごあいさつをお願いいたします。

○高橋比奈子委員 おはようございます。どうぞ皆さん、よろしくをお願いいたします。御指導いただけますようお願いいたします。

○飯澤匡委員長 初めに、委員席の変更及び指定につきましてお諮りいたします。今回、当委員会の委員になりました高橋委員の委員席は7番とし、委員席はただいま御着席のとおりにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、環境生活部関係の第2クリーンセンター整備事業について調査を行います。調査の進め方についてであります。執行部からの説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思います。

それでは、当局から説明を求めます。

○古川資源循環推進課総括課長 第2クリーンセンターの整備事業について御説明を申し上げます。資料は、1枚ものの第2クリーンセンター(仮称)整備事業についてと、それから先般公表しました第2クリーンセンター(仮称)整備・運営事業募集要項でございます。

まず初めに、第2クリーンセンター整備に向けた取り組みでございますが、PFI事業として実施する方針を定めました。事業者から企画提案を応募するための募集要項、参考資料でございますが、これを先般公開したところでございます。

事業者から、その募集要項について、事業の質問受け付け等を行う段階までまいりましたので、これまでの経緯と今後の取り組みについて御説明を申し上げます。

今までの経緯でございますが、平成13年3月にいわて資源循環型廃棄物処理構想を策定しております。その中で、盛岡以北のリサイクル及び焼却の共同処理、これは一般廃棄物と産業廃棄物の共同処理でございますが、共同処理を行う公共関与によるモデル施設を整備するという方策が出されてございます。

これを受けまして、平成13年7月に県北ブロックの助役等連絡会議におきまして、公共

関与による廃棄物処理モデル施設について県の構想を説明し、協議を開始しております。

これまで記載のとおり協議を重ねまして、平成 16 年 3 月に九戸村大字江刺家地内への用地選定に至っておりますが、市町村の厳しい財政事情等もございまして一般廃棄物処理部門の延期が要請されました。これを受けまして、産業廃棄物処理部門を第 1 期事業として整備するという方針を転換しまして、現在まで至っております。

一般廃棄物については、第 2 期事業として平成 24 年度以降の稼働を見込んでございます。また、農林系のリサイクル部門でございまして、平成 13 年当時はございませんでしたが、その後家畜排せつ物管理法という新たな制度ができたこと、あるいは農業者の方々の費用負担というような課題もございまして、将来構想第 3 期事業と位置づけてございます。地元には本年 3 月、第 1 回住民説明会を行い、これまで地権者というか、用地の所有者の方、予定者の方も含めまして 4 回九戸村において、施設の概要等説明したほか、整備予定の施設を御理解いただくために、類似の施設として滝沢村の清掃センター、いわてクリーンセンターの見学会等を実施しております。

第 1 期事業の概要でございまして、整備は P F I 手法を活用しまして、用地は県が取得し、事業者に貸し付けます。事業者が施設を建設し、20 年間廃棄物処理事業を運営して、事業終了後、施設を解体撤去し、用地を県に返還するという、いわゆる B O O 方式を採用したいというふうに考えてございます。

施設規模は、県内の排出事業者へのアンケート調査などをもとに日量 80 トン程度を想定しております。設備は、焼却（溶融）施設でございまして。なお、施設の規模や処理方式、費用については、応募者、事業者の方々の創意工夫による提案を期待しております。

提案を求める内容につきましては、参考資料、応募要項の 17 ページを御覧いただきたいと思っております。提案を求める内容でございまして、表 2 にございまして事業計画、それから施設計画、事業の運営・維持管理の計画、18 ページにまいりまして、周辺環境・循環型社会形成への配慮、そして経営計画、これらについて提案をしていただくことにしております。

提案は 12 月まで受け付けを行う予定でございまして、1 枚ものの裏側を御覧いただきたいと思っております。その提案について、整備検討委員会において審査を行い、最優秀提案を提出した応募者を優先交渉権者として契約交渉を来年度に行いたいというふうに考えてございます。

応募資格等は、3 に記載している応募資格、単独の企業または複数の企業等により構成されるグループで、日量処理能力 40 トン以上の運転実績を有する者等、記載のとおりでございます。

実施方針、これは P F I 事業の枠組みを定めたものでございましてけれども、これを公表した結果、4 に記載のとおり、事業者の方々から意見がございました。

県境の不法投棄廃棄物の受け入れはどうか。あるいは一般廃棄物処理施設との関係はどうなのか。それから、施設解体して用地を返していただくわけですが、解体にコストがかか

る。したがって、県に施設を譲渡できないか。あるいは、事業者支援はどうかというようなことが主な意見でございますが、こんな意見を寄せられてございます。

今後の取り組みですが、9月には参加表明書、そして資格審査、先ほどの応募資格でございますが、その資格審査を行う予定でございます、資格審査を通った事業者には12月までに企画提案をお願いするというスケジュールでございます。

また、そのほか県として環境アセスメントの実施あるいは各種開発協議、それから地権者説明など所要の準備を行いたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○飯澤匡委員長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんか。

○工藤大輔委員 まず1点目は、現在のところ大体どのぐらいの会社の方々が問い合わせ等をされているのかどうか。また、PFI方式ということで、その中身は先ほど説明がありましたとおり、20年間という期間、そしてその後は県に用地を返還するBOO方式ということで、これがBOT方式とはならないというか、考えていないという理由は何なのかということ。

そしてまた、第1期から第3期までこの事業を考えている中で20年間といっても、第2期にしても3年後から実際稼働できるかどうか。これだって久慈、二戸の一般のごみの焼却炉の関係の結果でしょうから、それもずれるかどうかまだはっきりわからないというところもあると思いますし、そういった中で、果たして産業廃棄物の施設が20年間で終わってしまうのか、また新しく建て直すのかとか、いろいろ含めて御説明願います。

○古川資源循環推進課総括課長 まず、問い合わせの件数ですが、事務所とか事業者の方々の質問等は、8事業者の方からいただいているところでございます。

次に、BOTでございますが、廃棄物焼却炉は、一般に耐用年数が15年から20年ぐらいと言われております。その範囲内で事業をしていただくということで、その後は使えるのであれば、その後もまた20年後に協議ということで、延長は可能でございますが、原則として20年で一度事業を切るという考え方でございます。

それから、2期事業につきましては、市町村のそれぞれの御事情もあります。ただ、2期事業の平成24年度というのは、これまで市町村から出された御意見を受けての年度設定でございます、我々としてはこれからも市町村の方々と打ち合わせは続けていくわけでございますけれども、当面このスケジュールでいけるかなというふうには考えてございます。

○工藤大輔委員 平均で耐用年数が15年から20年ということで、いずれそこに誘致したわけでしょうから、引き続きまた何があっても、今後とも続いていくわけでしょうし。というのは、関連施設の関係が出てくると思います。これにかかわるような会社の企業誘致等の呼び水になるのではないかというのも、今回の第2クリーンセンターの一つのテーマにもなっていると思います。そういったことから県の方では支援をしていくような形になるのかどうか。また、必ず続けていくという形で15年、20年たっても継続はされると思いますが、それらの方向性についても基本的なところをお伺いします。

○古川資源循環推進課総括課長 20年先も続けるかというお話でございましたが、現在の県の構想等から考えますと、必要な公共関与はやっていきたいというふうに考えてございます。そのときに産業廃棄物の状況がどうなるか、できるだけ減らす方向でいきたいと思いますが、減量化といっても、必要な処理をしなければならぬ廃棄物はやっぱりあると思いますので、そのときに必要な公共関与はやはりするべきであろうというふうに考えております。

○佐々木一榮委員 資料の裏面ですが、日量80トン程度、300日稼働ということですが、基本的には県外からの産業廃棄物は受け入れないという県の方針があるわけですね。これを民間事業者がやる場合に、この4番にも青森県境の不法投棄廃棄物を処理する施設の1つとありますが、採算が合わないといふPF I事業もスタートできないと思うのですが、この辺について応募者の方から、県の支援策ですね。ここの4番目にPF I事業者が事業破綻しないように県は支援するのかとありますが、この辺が非常に大事になってくると思いますが、この辺のかかわりについて、もう少しお知らせいただきたいと思います。それから2番目に一般廃棄物処理施設の整備とありますが、ちょっと事情はわかりませんが、厚生労働省のごみの広域化計画で、県内を6ブロックにするという計画が過去にあったわけですが、この辺との兼ね合いといいますか、これをどうお考えか確認したいと思います。

○古川資源循環推進課総括課長 採算性の問題につきましては、昨年度PF I事業で実際にできるかどうか可能性調査を実施しておりまして、その中で、大体日量80トン程度で20年間の稼働で採算性は確保できるというふうな試算結果でございますので、このような事業の進め方を行ったものでございます。

なお、記載のとおり、候補者の企画提案によるものでございますけれども、施設をどのようなものに整備するかというのは、この80トンは目安でございまして、事業者がこれから採算性を考慮しながら提案していくのかなというふうに考えてございます。

それから、支援については今申し上げましたように、試算の結果、成り立つ見込みがございまして、当面は考えてはございません。土地の提供あるいは周辺の施設等でございますね、そういったものも含めて事業者にお願いをしたいというふうに思っております。

それから、広域化計画の関連でございまして、広域化計画とリンクしておりまして、この地区は二戸地区と、それから久慈地区が1つのブロックをつくって一般廃棄物処理をするという構想とリンクしておりまして、1に記載しているとおりに、県北ブロックの助役さん方との協議会を継続して開いております。その中で一般廃棄物処理を協働でやろうという合意は得ております。

○佐々木一榮委員 今回の広域化計画云々ですが、ここに平成16年10月に一般産業廃棄物処理部門延期の要請という項目があるわけですが、これは事業者からすると、やっぱり何年ごろには広域化で1つの処理場、ここで処理しますよという時期が明確でないと、なかなか定かではないと思うのですが、これは大体どの辺を見込んでいるのでしょうか。

○古川資源循環推進課総括課長 2期事業として記載しておりますとおり、県北地区の市町村からの要望は、平成21年以降に整備をして平成24年度に稼働するというので、そういう要望を賜っております、2期事業として分離したということでございますので、そのようなスケジュールで進めていけるというふうに考えております。

○飯澤匡委員長 ほかにありませんか。

○千葉伝委員 工藤委員あるいは佐々木委員と少しは関連してくると思うのですが、いずれこの県の事業のやり方の中で、PFIでこれをやるということでもあります。ほかの県のPFIをやったところも一、二カ所ぐらい見たことあるのですが、気になるのは、まず1つは、岩手県でPFIの事業というのが、これまで部は別にしてもどの程度あるのか。実際上岩手県では今回が初めてなのかどうか、その辺1つ。

そして、1番は、今8業者程度ある、これからふえるかもしれません。問題は、どうやってその業者を決めるかというその選定の段階で、整備検討委員会、ここで検討するというので、この委員会の中身、構成が言われるかもしれませんが、これらをきちっとやって、その点数づけを多分していくのだろうと。ほかのところでお聞きしたらばとんでもない項目を並べて、A、B、C全部やって、そして決めたと、こういうことですが、その辺の選定の方法のあたり、岩手県で特に注意していることがあるのだろうかと。こういうあたりで、実際上決める場合に、決め後に今度は契約の段階になって、先ほどの県の責任云々ということが出ました。やはりリスクをどう県がやるのかということになってきて、当然契約したから最後までお任せしますよと。途中で変にならなければ、これは一番いいのですけれども、この20年というスパンの中で、当然金の話も出てきましょう。それから、先ほど佐々木一榮委員がおっしゃったように、県内の他の同じような事業をやっている関係、そういったことからすれば、ちょっとその辺が気になるので、1つはPFIの事業の状況、もう一つは選定の部分についてお伺いしたいと思います。

○古川資源循環推進課総括課長 PFIの県内の実績でございますが、紫波町に1件ございます。市町村設置型の浄化槽の整備事業でございます。始まったばかりと聞いていますが、事業者の応募はあったというふうに聞いてございます。

それから、事業者の選定方法でございますが、整備検討委員会、これは地元の住民の方、それから地元自治体の職員、それから学識経験者で組織している整備検討委員会でございます、これまでも実施方針であるとか応募要領、選定基準等、その委員会で助言いただき、決めたものでございます。その中で、応募者の提案内容を点数化して、そして最高点をとった事業者と優先交渉をするという内容でございます。点数化に当たりましても選考をどうするかということで、先般開いた委員会でやはり議論になりまして、もう少し選考過程を詳しく決めるという委員会をまた持つことになっております。

それからリスク分担でございますが、これ御説明しなさいましたけれども、応募要領の22ページにそれぞれのリスク分担を書いてございます。本施設は、設置者はやはり公共事業でございますので、本県でございます。それから、本事業における施設の建設、運営、

維持管理及び撤去の責任はPFI事業者が負うと。それで、県が負うべきリスクについては、表の本県のリスク負担のとおりでございます。例えば工事の遅延、PFI事業者の責めによらないもの、あるいは制度、法令。例えば法令が大幅に変わったことによって事業継続が困難になったものとか、それから不可抗力、天災や、こういったものについて県がリスクを負うということを定めておりますし、これについての詳細は事業契約書で定めることとなりますが、その際は専門の弁護士にお願いをして契約交渉をすることとしております。

○千葉伝委員 ありがとうございます。選定という段階で、かなりの専門知識が必要な中身になると思います。そういったあたりをしっかりとやった、そういうやり方で契約交渉をしていただきたいなど。そういうことです。

それから、リスクの分はいろいろと考えさせられるのですけれども、たしか他県の例でちょっと聞いたところでは、やはり資金の調達とかなんかといったところで、今回何十億かかるか聞きませんが、そこの部分で、業者の部分はどこから、きちっとした調達をするかとか、そういったあたりが少し問題になるかなど。そういったこともあったと、他県の例ですが。

もう一つは、このPFIをさっき一番最初に言ったのは、PFIの事業をやるのに、紫波町の例をちょっと出していたのですけれども、県としては、大規模にやるのは今回初めてと、こういうことになるわけです。そういったことからして、ぜひ模範になるようなPFIの事業にしていきたいなど、こういう期待を持っていますので、よろしく願います。ちょっと金額の面でどの程度かかるのか。

○古川資源循環推進課総括課長 事業費は事業者が負担しますので、県の事業費として、用地費とかアセスにかかる費用とか、それはここで答えられるのですが、どの程度の事業費になるかは、ちょっと。事業者の提案によるものがございます。

○飯澤匡委員長 ほかにありませんか。

○藤原泰次郎委員 この1枚刷りの経緯の中でも平成16年10月ということで県北地区市町村から一般廃棄物処理部門延期の要請というようなことで記載されていて、そしてまた裏の方には、4に実施方針に対する民間事業者からの主な意見・質問というようなことがあるわけでございます。これはさっき事業費の認識との関係もあるからというようなことの説明があったわけですが、これは基本的には各地域の中で一般廃棄物の処理の関係の施設もあるやの報道がされた経過もあるわけですが、それは間違いないですね。というのは、現在ある施設がどの辺まで利用できるのか。それによって、当然裏の方にもあるような関係の問題、いわゆる将来一般廃棄物はその時点でどうかというような、そういうある程度の計画がないとちょっとうまくないと思いますけれども、市町村によっては、施設のあるところによってそれぞれの施設の利用の限度というのはあると思うのですが、その辺の状況はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○古川資源循環推進課総括課長 県北地区のごみの焼却場は、久慈地区と二戸地区がそれぞれ広域組合をつくって処理をしています。その処理施設の状況から、ほぼ平成21年ごろ

統合すればというのが広域化計画の中でした。ただ、ダイオキシン対策が平成9年、10年ぐらいにございまして、炉を一部改造したり、あるいは灰固化施設をつけたりといったようなことで、炉が従前の寿命よりは少し長くなるということもございまして、大体平成21年ぐらいから整備を始めて平成24年ぐらいの稼働であれば、二戸地区も久慈地区もその炉の寿命と、それからごみ処理の新しい施設の計画があるという、そういう内容で延期要請があったものでございます。

○伊沢昌弘委員　ほとんど聞かれてしまったのですが、関連でこの20年という契約ですね。この要項の中の2ページに、事業を継続する場合、終了する3年前までに本県に協議ができるとあります。その兼ね合いと、一般廃棄物処理施設が将来的にあるわけですが、これは言ってみれば市町村がつくった。PFIでやるか、市町村が広域でやるかは別問題だというふうにおっしゃると思うのですが、答弁はですね。とりあえず、クリーンセンターの場所を用意しました。ここには産業廃棄物処理施設と一般廃棄物処理施設をあわせてやるくらいの広さがあるのだらうと思うわけです。20年たって、もし産業廃棄物については、契約上はやめましたと。しかし、将来的にはこの一般廃棄物処理施設は残りますよと。計画によると、最終処分場も一般廃棄物処理部門にあわせて整備をしていくと。とりあえずは、PFIはこの焼却（溶融）施設だけですと、こういうことなのですが、将来的に平成21年に一般廃棄物処理施設が統合される、もしくは最終処分場ができる。改めて、もしPFIをやるとすれば、参入した事業者も含めて別なPFI事業として募集をしていくことに多分なると思うのですが、3つか4つのPFI事業者が入り込む可能性も1つの場所に可能性としてあるのではないかなというふう思うわけです。

そうしたときに、最初に工藤大輔委員が聞いた産業廃棄物としてここに20年という形でとりあえずやって、周りに企業がもし張りついたと。ごみを出さない施設がいっぱいできてくれば産業廃棄物にならないわけでありませうけれども、将来的に、せつかく施設があるから近くで、運搬費用もないので、そこに工場をつくりましたと。県とPFI事業者で協議をして20年でやめましたと。では、その後どうするのですかと。こういう問題が多分出てくると思うのです。そういったところについての対応をどうするのか。もしくは、住民説明会もやったとおっしゃっているのですが、20年でやめますという説明は多分していないと思うのですけれども、その辺はどうなのでしょう。将来的に多分続くだろうという前提で住民説明をしていないと、3年前に協議をして20年後にもう一回続きますよといったときに、だまし討ちに遭うのかなというふうな思いもあるのですけれども、その辺どうなのでしょう。ちょっとイメージ的に、産業廃棄物ができます、あとは一般廃棄物がついていきます、その場所は、PFIはとりあえず20年ですという部分で、私も含めて皆さんがしっくりしないのはその辺のような気がするのですけれども、改めて総合的な考えを教えてください。

○千葉環境生活部長　まず、今説明申し上げましたとおり、一般廃棄物の方は、去年の段階でちょっと後年度にずらすということになった次第でございまして。その前に場所を決めておいたわけでございますが。産業廃棄物の20年というのは、いずれ一般的に、ああいった



機械設備の耐用年数は15年、もっても20年ぐらい。さらにもつかもかもしれませんが、ごみ、産業廃棄物も今後はやはり減量化なり、リサイクルも進むだろうということで、ただ今現在でも5万トンぐらい県外に岩手県の産業廃棄物が出ておりますので、必要な施設だろうと。そういった耐用年数なり、今後のリサイクルなり、減量化の進み方というの、やはり20年後はなかなか見えない。期限なしにこのPFI事業をやるわけにはいきませんので、一たん20年というところで期限を設定するのだと。その時点でのその状況が変わらず必要な施設であれば、継続して産業廃棄物の処理をやることもあり得るというふうに考えてございます。いずれ、一たん期限設定をして進むと。

それから、地元の皆さんには20年というのは明確に、委員にも入っていただいておりますし、いろんな実施方針とか募集要項とかすべて公表してございますし、地元の皆さんにも説明会で説明してございます。ただ、その後、やめた後、その土地を何に利用するという点については、現段階では説明しておりませんし、まだ申し上げる段階にはないと。

○伊沢昌弘委員 大体わかったのですが、当初は産業廃棄物と一般廃棄物を一緒の施設でやりましょうと。とりあえずは80トン処理しましょう。この80トンで動いていけば、一般廃棄物が申し込まれたときに、増設をしなければならないと常識的には思うのですよね。そうしたときには別な炉をつくることになるのですか。そこだけちょっと確認しておきます。

○古川資源循環推進課総括課長 PFI事業というのは1つのパッケージでございますので、一般廃棄物もPFIでやろうとすると、1つのパッケージをつくってやらなければなりません。80トンは産業廃棄物を想定したものでございますので、一般廃棄物については炉を新設するということになります。

○高橋比奈子委員 この件については、これまで何度も説明をされていらっしゃるというふうに伺いましたので、もし私の質問がこれまでお話が出たことであれば、簡潔にお話ししていただいて、終了後に私にお知らせくださるようお願いをして、2つ質問させていただきたいと思います。

1つ目は、青森県境の不法投棄廃棄物の受け入れをするということをお伺いしたいのですが、江刺のクリーンセンターとこの第2クリーンセンターの受け入れによって、それでもなおかつたくさんというか、もっと受け入れをしてもらわなければいけないものがほとんどだったと思うのです。その辺のことをちょっとお聞かせいただきたい。

○滝川産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長 この第2クリーンセンターと県境不法投棄廃棄物の関係でございますけれども、県境不法投棄廃棄物についてはできるだけ早期に、目標としては平成24年度までに全部片づけて原状回復するという目標で取り組んでおまして、受け皿として現在は太平洋セメントを中心に処理をしている。この第2クリーンセンターも平成21年稼働でございますけれども、ぜひ受け皿の1つとして活用したいというふうに考えております。

現在は、受け入れていただいているのはほとんど太平洋セメントだけでございますが、そのほかにも、例えば北上にある民間の産廃処理業者、それから市町村の施設で余力があると

ころはひょっとしたら受け入れてくれるのではないかということで、いろいろ打診なり協議を進めておりました。できるだけ広く受けて。

江刺のクリーンセンターの話もちよっと出ましたけれども、あそこについては建設当初から住民との協定で、有害なものは受け入れないという約束で設置させていただきました。現在10年経過しましたがけれども、非常に信頼を得ながらやっているということで、急にそれを覆すようなことはやりにくいのですが、もし無害なものであって、受け入れてもらえるかどうかについては、実はいろいろとお話、相談はさせていただいています。現在はまだ受け入れられていないと。以上です。

○高橋比奈子委員 実は盛岡地区環境施設組合が、やはり住民協定の関係で、受け入れは可能なのだけれども、ここがクリアできない。そういうところがたくさんあると思うのですね。この第2クリーンセンターが受け入れをするから、それで安心だというふうな、そういうふうな思いが伝わってくるような発言があったものですから、ここはやはりちょっとそういうところとの連携が必要だなということを今のお話を伺って思いました。要望させていただきます。

2点目なのですが、24 ページにある施設計画に関する評価という、この提出書類一覧という、このあたりに関係するのかなと思ってお聞きしているのですけれども、例えば契約する場合に溶融炉はどこか、どういうものを使うのかとか、こういうところまでしっかりと確認をして契約をされるのかということをお知らせいただきたいと思えます。

○古川資源循環推進課総括課長 それらは企画提案書にそれぞれ入ってくるわけですが、その企画提案書の中身を整備検討委員会で検討してもらって、優秀といいますか、一番いい提案をしていただいた事業者と交渉したい、このように考えております。

○高橋比奈子委員 整備検討委員会の方はもちろんいろいろとおわかりだと思っておりますけれども、現在ガス化溶融炉の問題とか、マイトリーのように、実績のない、山形にしか実績が1社しかないような溶融炉を出してくるとか、そういう不安も非常にありますので、やはりこの溶融炉はどういうものを使うのか、そういう点までしっかりと申及べるような形での御契約をされますことを要望として上げさせていただきたいと思えます。その中でも実績、例えばこれまでマイトリーなんかの場合は、県に問い合わせしたら、実績はありませんというふうに出てくるわけですね。その辺はどう、今の8業者の中で実績があるところというのはそうなのかなということをお聞きしたい。それはどうなのでしょう。

○古川資源循環推進課総括課長 応募資格は、説明を飛ばしてしまいましたので申しわけございませんが、1枚ものの資料の裏面、3のPFI事業者の事業の募集なのですが、これは応募資格の中に、1の3つ目でございますが、建設業法に基づく経営事項審査の総合評定値通知書のうち、清掃施設の総合評定値が1,000以上の方ということで資格の確認をしております。

○木戸口英司委員 私は、この構想は大分先になると思うので、将来構想の農林系リサイクル部門につきましてどういった構想、どういった設備になるものか、お知らせをいただきたい。

い。

それと今江刺のクリーンセンターの話が出ましたけれども、去年、おとしあたりには拝見させていただいて、かなり過重な利用ということで、この第2クリーンセンターができることでバランスもとれてくるだろうと思いますが、いずれ先ほど施設の耐用年数とか、またこれから施設の増設の受け入れ態勢もとるような話も聞いておりますが、その江刺のクリーンセンターの現状と、この第2クリーンセンターができることによって、いろいろ今後の考え方、将来的にはまた次の県南地区の構想ということでも出てくるのではないかと思うのですが、今の現段階で結構です。

○古川資源循環推進課総括課長 まず、農林系リサイクルの将来構想でございますが、やはりこれはバイオマスの活用の方ではないかと。バイオマス、エネルギー利用、そういった、今いろいろ、例えば葛巻町でメタン発酵による発電、ああいった方向かなというふうには考えてございますが、具体的なことにはなっていません。

それから、江刺のクリーンセンターの現状でございますが、おかげさまで搬入が多く、処分場が予定の年数よりも早く満杯になりそうでございますして、今年度一部増設工事をします。それから、本格的に2期工事、来年度から着工したいというふうに考えてございます。なお、焼却については第2クリーンセンターの昨年度の可能性調査で、主に県北の地域を中心にアンケート調査をしております、そこはそれぞれで処理ができる範囲かなというふうに考えております。

○木戸口英司委員 わかりました。いずれその農林系リサイクル部門は今後の課題ということは認めますが、現状でもちょっと想定とは違うのかもしれないけれども、例えばブロイラーの残渣の処理で大変問題となっている企業も県内にあるわけでありまして、こういったような状況を踏まえながら、これからの計画構想づくりをしていただきたいと思いません。

○飯澤匡委員長 ほかにありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

それでは、ほかに質疑がなければ、これをもって第2クリーンセンター整備事業についての調査を終了いたします。

次に、この際ほかにありませんか。

○木戸口英司委員 今マスコミ等で大変話題になっておりますアスベストの問題についてお伺いしたいと思います。

国の方でも今までの対応の遅さということが大変問題になっているわけでありまして、当面の対応の案というものが出てきているようでありまして、被害の拡大防止、国民の不安への対応、過去の被害への対応、過去の対応の検証、実態把握の強化ということが一応今の対応として出されているようであります。それを受けて、県でもこれから調査を行うということが報道でもあったと思うのですが、県民も大変不安になっている、大変大きな問題でありますし、ただこの対応の難しさということも十分理解するところでありますが、この対応

について、まず県の体制、現状の把握の状況、今後の対応、それから県民へのこの把握の状況についての情報提供が、今どういう考え方にあるかと。それから、国、県、市町村の役割分担のあり方ということ、まず現状をお知らせいただきたいと思います。

○熊田環境保全課総括課長 まず現状でございますけれども、平成17年7月15日と28日に、総合防災室の主催で、初動ということで危機連絡会議というものを開催いたしまして、情報の共有化を図ってまいりました。

その後、2回目の会議の席上でございますけれども、そろそろ応急ではなくて長期的な対策が必要だということで、環境保全課、環境生活部が窓口になってということで、環境生活部が窓口になって8月5日にそういったアスベストの連絡会議を開催することとしております。メンバーは庁内の関係課と、それから労働基準監督署、それからオブザーバーとして盛岡市に出席をお願いしたいというふうに考えております。

それから、被害の状況といいますか、被害というのは難しいのですが、一応うちの方では7月13日に保健所、振興局に相談窓口を開設いたしまして、7月27日現在で33件ほどの相談がございました。

内訳でございますけれども、一番多いのは一般の住民の方、実際に自分がアスベストの作業をした経験もないし、またその家族でもない本当に一般の方が33件分の21件ございました。内容でございますけれども、やはり一般の方が多いものですから、自分のうちにアスベストが使われているのではないかと、あと近くで解体工事しているけれども、大丈夫なのかといった相談が一般の方からの21件中、18件ございました。

それから、担当は保健衛生課でございますけれども、県内で、アスベストが原因と一般的に言われております中皮腫による死亡の方が平成7年度以降32名。ただ、32名中何名が関係あるのかということについてはよくわからないということが報告されております。

そのほか、先ほど申し上げました施設の状況調査でございますけれども、関係閣僚会議のペーパーがございまして、その流れを受けまして、今のところ、国土交通省では民間の施設について調査をした。それから、文部科学省では教育施設について調査をする。それから、厚生労働省のうちの旧厚生省といいますか、その方の関係で病院の調査をするという、主なところでこの3つがファックスで入っております、一応それをやるのだなというふうに考えておりました。そのほか関係省庁の方でも一応縦割りといいますか、やると思いますので、そういったものを今後、9月、10月末にまとまっていくのかなというふうに思っております。

今度8月5日にそういった会議を行うわけですが、県といたしましては、そういった現状の把握に努めるということと、それから情報の共有化を図っていきたいということと、県民に対しましてそういった情報を総合的に提供していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○木戸口英司委員 わかりました。いずれ迅速な対応をお願いするところではありますが、確認ですけれども、その施設の調査につきまして、国の方からそれぞれ縦割りの中で各施設を

ということでありますけれども、これは国の方で責任を持ってやるということなのですか。その辺、県の方に、調査をして、それを上げるようにということなのか、そのところですね。

あとはもう一つは、やはりこれだけの問題でありますので、そういう紙が1枚来たということでありますけれども、県として、国がやるということであれば、それを早急に進めてもらうように申し入れをする予定とか、国に対する対応。いずれ国がやろうが、県がやろうが、とにかく迅速なところが必要だと思うのですが、この辺もう一度確認いたします。

○熊田環境保全課総括課長 7月29日の関係閣僚会議でそういった方針が示されまして、各省庁からそういった調査がだんだんおりにきておりますけれども、もしそういった会議の席上、どうしてもここに穴が開いているから、やっぱりここは県単独で調査する必要があるのではないかという議論になりますと、それぞれの所管するところでそういった調査を行うようお願いする必要があるかとは思っております。ただ、現在これを見ていると、大体ほとんど埋まるのかなというふうには考えていましたけれども、その調査自体がいつからいつまでを対象にするかとか、何を対象にするかとか、くっつけてあるものだけでいいのか、建材1枚1枚までやるのか、調査手法も非常に難しいもののようにございますので、そういった国の方からくる調査を見ながら、こういったことが今後必要だということを考えてまいりたいと思います。

それから、早急ということがございますけれども、7月14日に全国知事会の方でまとめて、そういう情報公開とか調査を行っておりますし、7月27日に岡山県の副知事が関係閣僚に申し入れをしております。以上でございます。

○木戸口英司委員 わかりました。いずれ県内の施設、特に県の施設ですね、高そうなものもあるわけですが、これは市町村もあるわけですが、そのあたりは調査しないとわからないということだと思うのですが、ある程度何年ごろのこういった施設には使われている可能性が高いということややっぱりあるのだらうと思うのです。東京あたりでは、この夏休みを利用して、学校の施設も全部撤去を始めているという対応も始まっているわけですが、やはりこれからこういった迅速な対応が県民の不安を払拭することだらうと思います。その辺も含めて、今の現状の把握を含めて環境生活部長に今後の対応をお知らせいただいてと思いますのでお願いします。

○千葉環境生活部長 今申し上げましたとおり、昭和31年から昭和55年、昭和50年ぐらいから規制がかかっているのですが、昭和55年ぐらいの建物があやしいというか、危険だということになっております。アスベストの調査については、昭和62年でしたか、一時騒がれまして、学校等は一たん調査をしておりますし、状況によっては撤去だとか、あるいは封じ込めだとか、そういった対応がなされていると考えております。

今回は、さらに大規模な状況となつてございますので、国の省庁がそれぞれ、縦割りではございますが、どちらの責任だと言っていられませぬので、我々は各所管部が責任を持って速やかに対応するというふうな段取りで今やっております。

いずれ何といいますか、固定された状況であれば何ら問題ないわけで、いたずらに危ない、

危ないと言うのもいかがかなと思いますし、問題はやはり解体するとか、これからそういった当時の建築物の解体が多くなるということです、その際の作業のマニュアルと申しますか、それをしっかりと順守すると。作業は十分気をつけてやりますし、撤去したものは適正に処分するというのをしっかりとやっていかなければならない。

いずれにしても、その現状の把握と、その把握した状況の情報の公表というのはきちっとやってまいりたい。私どもが窓口になって連絡会議を設置してございますので、関係部署、国も、盛岡市も、大気汚染防止法の届け出機関になっていきますので、そういうところにも入ってもらっていますので、そこを総合的にしっかりと調整した上で、適時に情報を流していきたいと考えております。

○高橋比奈子委員 ただいまのアスベストの問題ですが、私も新聞を拝見してまして、県がいち早く取り組んでいきたいというようなことをおっしゃっていたので、非常に素晴らしいなということ、さすが環境立県と言っている岩手県だなと思って新聞を拝見しておりました。

私は、理事をやっているNPOの方で、このアスベスト問題を何とかできないかということで、琉球大学の比嘉教授に相談をさせていただきましたところ、アスベストの作業をするときに、飛ばさなければ、飛ばなければいいということで、この飛ばさない方法を、有用微生物を利用すると電気を帯びなくなるので飛ばなくなると。これは、具志川図書館で粉じんが舞い上がらないという公共からのデータがあるので、こういうものをあわせて提案していけば解決策につながるはずだという、そういう御助言をいただいております。ぜひ環境生活部長初め皆様方にはこういうことの可能性があるのではないかと提案をさせていただきたいと思っております。後ほど伺いたいと思うのですが、それを含めて御答弁いただけますでしょうか。

○千葉環境生活部長 今有用微生物の活用というお話ございました。いずれ一般的に、これは本県固有の問題ではございません。全国的ですので、やはり私どもは環境省なり、厚生労働省なり、そういった機関の適切なマニュアル指示等をきちっとですね。まずもって、先ほど申し上げましたとおり解体撤去する場面というのが一番危険だろうと思っております。その作業をしっかりと、飛び散らないような袋詰めしてしっかりと廃棄すると、そういったような手順を現段階ではしっかりとやってまいりたいと、そのようにそれぞれの部署で対応してまいりたいと考えております。

○伊沢昌弘委員 大変御苦労さまです。建物の話がいっぱいあるのですが、水道管を含めて盛岡市なんかかなりアスベスト管を交換してきているそうですね。各施設でも簡易水道を含めて使われた経緯があるのですが、この実態がどうなのか、県として把握しているのか。それから、撤去したものがどのような形で、埋設されていれば多分飛散しませんから問題はないと思うのですが、そういったのはどうか。

もう一つは、アスベストは車のブレーキライニング等にも使われていた経緯があるので、大気汚染の関係で粉じん、スパイクタイヤの状況等を含めて道路沿いの調査もかつて

やって、ずっと続けてやっていると思うのですが、それらの中で、アスベストが検出される状況がどのようになっているのか。減っているとすれば問題はないと思うのですけれども、そういった部分がもしわかれば。言っていなかったのでデータはないかもしれませんが、その辺をちょっと教えていただきたいと思うのですけれども。

○熊田環境保全課総括課長 第1点目の、水道管に使用されている石綿管だと思いますけれども、平成15年度末で34万5,600メートルということで2.6%、総延長が1,308万7,383メートルで、石綿を詰めているのが34万5,600メートルで2.6%になるわけです。平成13年度は3.5%でしたし、年々減ってきております。ほとんどそのままにしておりますので、外に出して壊したということではございませんので、安全だというふうに認識をしております。

それから、道路についてはちょっとデータを持ち合わせていないのですが、うちの方で押さえておりますのは千厩町にアスベストを使った製造事業所がございました。今はもう廃業しておりますけれども。千厩町でのアスベストを使っていた施設の周りで、敷地境界というのだそうですが、敷地境界で平成9年、10年にアスベストの撤去を行っておりまして、0から0.7だと。基準は10だそうですので、そういうことで基準を大幅に下回っていたというデータは持っていますということです。

○伊沢昌弘委員 わかりました。管が埋設されていて、そのまま切り替えたというのであればいいと思うのですが、水道水で飲む分にはアスベストは関係ないと。いわゆる粉じんになって肺に入って、それが微細なかぎ型になっているものがへばりついてとれないというので、最終的に長年の中で発症するというふうに聞いているので、前にも問題になったときには、アスベスト管そのものは問題ないよと言われてきた。ただ、埋まっているものはいつかは掘り出されると。そういった部分を含めて、これは多分水道の図面というのは、あるようでないようなものもいっぱいあるのですが、ぜひこれからの開発行為等々を含めて、道路の拡幅などで掘り出してきたものも、やっぱり警鐘を鳴らしておく必要があると思いますので、その辺の建物以外の対応についてもぜひお願い申し上げたいと思います。要望で終わります。

○飯澤匡委員長 ほかにございませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

ほかになければ、これをもって環境生活部関係の調査を終わります。

環境生活部の皆さんは退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、医療局関係の請願陳情について審査を行います。受理番号第59号岩手県立花泉病院の充実を求める請願を議題といたします。その後当局から何か説明はありませんか。

○八木経営改革監 御説明申し上げます。県立病院の診療所化に向けたその後の検討状況についてでございますが、診療所化に当たりましては、二次保健医療圏内の県立病院等と連携しながら、初期救急医療を初め、在宅医療など現行の外来診療機能の維持に努め、地域の保健活動にもこれまでどおり取り組むとともに広域基幹病院と一体となり、効率的な運営

を図ることを基本コンセプトとしまして、診療機能及び広域基幹病院からの診療応援や業務応援を含む職員体制などについてプロジェクトチームで検討を続けており、過日中間的な取りまとめを行ったところでございます。これをもとに近日中に花泉病院及び広域基幹病院である磐井病院並びに圏域内の他の県立病院と協議をすることとしており、今後こうした協議を進めながら9月末をめどに診療機能や職員体制などの基本的事項について定めていく、こういう予定としてございます。以上でございます。

○飯澤匡委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

なければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○木戸口英司委員 今の執行部からの説明のとおり、これから地域との協議が始まるということでもあります。いずれこれからの地域医療のあり方、またこの二次保健医療圏、また全県的な中での県立病院のあり方ということ、全体的な中で討論、また検討されていくべきものと、またその中でこの両磐地域の医療のあり方ということをもう少し検討していく、またそれぞれの地域の声を聞いていく必要があるのではないかと思います。そういったことで、この請願につきましては継続協議ということをお願いをしたいと思います。

○飯澤匡委員長 ほかにありませんか。

継続審査との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認め、よって本請願は継続審査と決定いたしました。

以上をもって医療局関係の付託案件の審査を終わります。

なお、現在開会されている議会は臨時会でありますので、会期中の本会議においては、昨日各委員会に付託された議案等以外は議題に供することができません。つきましては、本日の調査案件、並びにただいま審査いたしました請願にかかる委員長報告は、通常の開会中の委員会で審査・調査を行った場合と同様、次期定例会において行うこととなりますので、あらかじめ御了承願います。

この際、ほかにありませんか。

○工藤大輔委員 ただいま八木経営改革監が説明したこの9月に方向性をまとめてということの中身についてなのですが、実際にもう少し細かくどういったスケジュールで何々をどのようにやっていくのかどうか。また、例えばこれまで各病院ごとの赤字がどのくらいあったかとか、今後は広域圏ごとのような形での経営の評価であったり、今後の対策というのはすべて広域圏ごとという認識でもよろしいのかどうか、お伺いします。

○八木経営改革監 9月末をめどにということで、基本的には、新しい診療所化の方向ということになってはいますが、まず形態はどのような形にするか、基本的には附属診療所あるいは独立した診療所というのがありますけれども、やはり一体的な運営を図っていくということになると附属診療所みたいなスタイルがよろしいのではないかと。そういったものも含めて、これから病院の方とも協議をしていく形になります。形態あるいは名称についてど



うしていくか。

それから、診療の中身で言いますと、標榜診療科がございます。現行の外来診療を維持していくということでございますので、今標榜している標榜診療科を維持するために、医師の配置をどのようにしていくか。これも、例えば広域基幹病院からの診療応援等も加味していかなければなりませんので、こういった中身を広域基幹病院とも協議をしていかなければならない。

それから、もう一つ大きな課題は、初期救急医療を守るということでございます。これは、このプランを出した段階で、やはり救急をきちっと確保すべきだというお話がございましたので、休日夜間の救急体制をどのように組んでいくか。やはり医師の当直体制のほか看護の体制、そういった中身。その他職員体制の問題、これに絡むいろんなメディカル、看護職員の職員体制をどのように配置していくかというあたりを、これから、広域基幹病院と、あるいは地域の県立病院、それから地元の病院とも詰めていって、大体9月末をめどにそういった1つの方向性を見出していきたい、基本的方向性を定めてもらいたい、こういうふうに考えております。

さらに、その後、基本的な事項が出されました段階では、今後これから圏域内の病院運営協議会、あるいは病院個別の地域懇談会というものもやってございますので、そういった場においても、この内容等について理解を求める、こういう段取りで進めていくことになっております。

それから、もう一つのお話の中に、広域としての評価というふうな御質問がございました。今回の県立病院の改革のプランの大きな柱は、今まで個別単体の運営ということでやっていましたけれども、これを少し視野を広げて、医療圏の中で考えていきましょと。その中の一環として、入院需要に見合うベッドも広域の環境の中で見ていきましょと。それをやるためには、どうしても広域基幹病院を中心とした運営というのが必要になりますので、ある程度広域基幹病院には医師の確保を初めとするような機能的なものは集中させながら、地域の病院に診療応援をしていくという、そういうのが基本的な考え方でございますので、こういう観点からしますと、収支の面に関しても、これからは公立病院単体よりも圏域内での収支をどうしていくのかというあたりを考えているものでございます。

○工藤大輔委員　ということになれば、収支の件なのですが、医師の体制が大きく減ったり、スタッフも減った結果、その病院の経営が以前よりも著しく悪化していったとしても、その病院には大きな責任はなく、広域の中でしっかりとカバーし合いながら、それは許容範囲だと。大きい中核病院、高度な医療ができるそちらの方の病院の収支が上がっていったときに、バランスよくなっていればいいのだというふうな考えなのかどうか。その結果、それらの病院は、今後極端に経営が悪いからなくしましょうだとか、どうしましょうだとかという話にはならないわけですね、そこは確認させてください。

○八木経営改革監　基本的には、やはり圏域の中でございますので、今委員がおっしゃったように医師の体制の問題ですが、どうしても小さい病院の場合は収支バランスが崩れてき

ますので、それを補完するのも広域基幹病院ということだと思います。したがって、当然医師の体制が一定程度落ちた場合は、それを補完するような診療応援、こういったものをやったり取り組んでいかなければならない。そういう中で全体の圏域の中での収支も保っていかなければならないというふうに考えております。したがって、現時点では個別単体の病院の収支が悪くなったということにおいて、その病院をどうこうするといえますか、将来的に廃止とか、そういったことではなくて、やはり圏域の中で収支も考えていきましょう。それから、入院に見合うベッド数も考えていきましょうと、こういう考え方でございます。

○工藤大輔委員 現在のところ、そういった経営的にまずくなってきてもなくすようなことはないということなのですが、これは多分将来的に、これが長く続いていけば、それではやっぱりだめなのではないかというふうな方向性になってくるのが通常の流れではないかと思います。現在の県立病院の数で、これを維持しようとするのは、ではどのぐらい担保できるのかどうかということ是非常に不確定要素だというふうに思いますが、この件については、医療局長の方から答え願いたいというふうに思います。

また診療応援という観点から現状の診療応援の体制では、中には県内の病院数々あると思いますが、応援体制の中身を御理解していると思いますが、長期的な応援でなく、その日に来てその日に帰るだとか、患者から見れば、次にどの先生から診てもらえるのかはつきりしない。毎回定期的にいる先生、常勤の先生なんかは入院患者だけが対象となっているような形であって、以前にも増して患者に不安を与えている応診の体制になっているのではないかというふうに思います。本来だったら、患者には決まった先生に診てもらいながら、広域内での連携をとるといっているのであればそのような形で進むべきと思いますが、現状はなっていないということについての認識と、今後の改善策についてお伺いします。

○法貴医療局長 27 病院をどこまで維持できるかという話になりますけれども、頑張っても、頑張っても自立ができない。赤字がどんどん、どんどんふえていくということは、恐らくそういうことがないように努力はするのですけれども、どういう原因で赤字がどんどんその部分が悪くなっていくのかというのはやっぱり要因によって検討していかざるを得ないと思います。

ただ、今回の改革プランは 20 年を目標としていますので、少なくとも 20 年までは改革プランを実施して、その後の検討の材料になるだろうというふうに考えております。

○相馬医師対策監 診療応援のことについてお答えします。おっしゃるとおり、今医師の応援というのは、日にち単位でやっていることが多くございます。確かにおっしゃられるように、どうしても別施設からだと十分な診察はできませんので、今回の計画の中にその点などを加えまして、広域人事異動による応援をしようというふうなことを盛り込んでございます。これは、日単位ではなくて、数カ月あるいは年単位とか、ある程度の長い期間で、中核的な病院からその不足している病院の方に応援をしようというふうなことでございますが、今のところは、いかにせん中核の病院でさえも医師を十分に充足できない状況でありまして、今現在行われていますのは、中央病院から一戸病院の方に 3 カ月交替で内科系の医師が

行っているものでありますけれども、そのようなところを中核の病院の医師をふやしなから、そういうふうな応援をしていきたいということを考えております。

○工藤大輔委員　今回は最後にさせてもらいたいと思いますが、いずれ20年ということの中で、経営が悪くなれば20年後は当然なくなるものだというふうに思っております。ただ、それぞれの地域からすれば、経営努力の結果、しっかりと単体で運営できるようになればよいのであって、それに向かって努力をしている病院というのは、当然守らなければならないというふうに思いますが、現在の医療局の考え方は、決してそういうわけでもないというところがあると思います。

できるものならば、再度また御検討してもらいながら、経営改善が進んでいるような病院に対しては、やはりこれまでどおりの支援等を考えていきながら、一番基本となるのは単体での利益でしょうから、黒字化でしょうから、それに向かって努力するように、これは強く要望をしたいというふうに思います。参考なのですが、最低でも3カ月はやはりいてもらって、交替してもらわないと。患者にとっては3カ月でも短いと。最低でも半年なのだというふうな声も多いわけですので、その体制を極力全部の病院にそうなるように、日にち単位ではないような形で対応してもらうように、これも早急に改善を願いたいと思います。

○飯澤匡委員長　ほかにありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

ほかになければ、これをもって医療局関係の調査を終わります。医療局の皆さんは退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、当委員会の県内調査につきましては、さきの委員会において決定いただきましたとおり、今月23日に実施いたします。追って御通知いたしますので、御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。